

きょうとふ きんきゅうじたい とく  
京都府の 緊急事態の 取り組み

きょうとふ きんきゅうじたい とく ないよう  
京都府の 緊急事態の 取り組み 内容

1. できるだけ 家に いてください
2. イベントなどを しないでください
3. 店や 建物の 開けている時間を 短くする お知らせ
4. 仕事へ 行くこと など
5. 電車や バスなどの 会社への お願い

あ じかん みじか おうえん  
開けている 時間を 短く することなどへの 応援

だいがく こうとうがっこう ちゅうがっこう ねが  
大学・高等学校・中学校などへの お願い

きょうとふ  
京都府

きょうとふ きんきゅうじたい とく ないよう  
京都府の 緊急事態の 取り組み 内容

I 地域 京都府

II 期間 2021年4月25日～5月11日

III お願いすること

1. できるだけ 家に いてください

2. イベントなどを しないでください

3. 店や 建物の 開けている時間を 短くする お知らせ

4. 仕事へ 行くこと など

5. 電車や バスなどの 会社への お願い

IV 開けている 時間を 短くする ことなどへの 応援

### Ⅲ お願<sup>ねが</sup>いすること

#### 1 できるだけ 家に いてください

(国の法律(特措法第45条第1項)に 合わせた お願い)

- 特に 午後8時から 急ぐ 用事が ないときは できるだけ 家に いてください。
- 混んでいる場所や 時間を 避けて 行動すること。
- 次の (1)~(3)の 店には 行かないで ください。  
(1) 新型コロナウイルスに ならないために することが しっかりと 守<sup>まも</sup>られていない 店など

(2) 店を閉める お願い

(3) 開けている 時間を 短くする お願いが 守<sup>まも</sup>られていない 店など

- 京都府の 外へは できるだけ 行かないで ください。

(国の法律(特措法第24条第9項)に 合わせた お願い)

- 路上・公園などで 皆で 集まって お酒を 飲むことなど 新型コロナウイルスに うつる可能性が 高いことは しないでください。
- 病院や 年をとった人が 世話を してもらいながら 住む 場所などに 会いに 行くことはしないでください。

## 2 イベントなどを しないでください

(くに ほうりつ とくそほうだい じょうだい こう)  
(国の法律 (特措法第24条第9項))

イベントを する人や 建物や 店を 管理する人は イベントに 参加者を 入れないで  
ください。大きさや 場所 (建物の 中も 外も) 関係ありません。

みせ たてもの あ じかん みじか し

### 3 店や 建物の 開けている時間を 短くする お知らせ

いんしょくてん の ねが くに ほうりつ とくそ ほうだい じょうだい こう あ ねが  
 飲食店<=飲んだり 食べたり する店>への お願い (国の法律 (特措法第45条第2項) に 合わせた お願い)

たいしよう 対象となる みせ たてもの 店や建物	みせ たてもの せつめい 店や 建物の 説明	ねが ないよう お願いする 内容	
いんしょくてん 飲食店など	いんしょくてん れすとらん いざかや ふく かふえ はいたつ みせ <b>【飲食店】</b> レストラン (居酒屋を含む)・カフェなど (配達・店や 建物など 家に持つて帰るは 制限が ありません) ゆうきょうしせつ ばー から おけ ぼっくす じる しょくひんえいせいほう <b>【遊興施設】</b> バー・カラオケボックス※などで 食品衛生法の きょか 許可が ある店 から おけ から おけ みせ しょくひんえいせいほう きょか <b>【カラオケ】</b> カラオケが できる店 (食品衛生法の 許可が な い店 を含む)	さけ だ お酒を 出したり から おけ とき カラオケの ある時	みせ たてもの し 店や 建物を 閉めてください
		さけ だ お酒を 出さない から おけ とき カラオケの ない時	みせ たてもの あ じかん 店や 建物を 開ける時間を みじか 短くしてください。 (午前5 じご 時~午後8時)

※泊まる人が 多い インターネットカフェ・マンガ喫茶などは この制限を お願いしません。ただし 店や 建物に 来た人が ひとつの 場所に  
 あつ あんない さけ だ から おけ  
 集まらないように 案内することや お酒を 出すこと カラオケは やめてください。

【店や 建物を 開けるために お願いすること】

(国の法律 (特措法第45条 第2項) に 合わせた お願い)

- ・ 働いている人が できるだけ 検査を 受けるように してください
  - ・ 店や 建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内し 熱や 咳などが ある人は 店や 建物に 入ることが できないようにする。
  - ・ 手や 指の 消毒ができるように したり 店や 建物の 消毒を する
  - ・ マスクを 着けたり 他の 病気を 防ぐための 方法を 来る人に 知らせる
  - ・ 正しい 理由が ないのに マスクを 着けていない人は 入ることが できないようにする
  - ・ 部屋や 建物の 中の 空気を 入れ換える
  - ・ アクリル板を 置いたり 人と 人の 間を 広くして 飛沫感染 <=会話や 咳や くしゃみを すると 口から 細かい つばや 鼻水などが 飛びます。これを  
 ひまつ ひまつかんせん かいわ せき くしゃみ ふせ  
 飛沫と 言います。ウイルスの 入った 飞沫が 目・鼻・喉から 入って 感染することが 飞沫感染です。>を 防ぐ
- (国の法律 (特措法第24条 第9項) に 合わせたもの)
- ・ CO2 を 測る 機械を 置いたり 業種別ガイドライン<=仕事の種類に よって 決められている ルール>を しっかり 守る

飲食店<=飲んだり 食べたり する店> 以外への お願い (国の法律 (特措法第24条第9項に 合わせた お願い) )

## (1) 閉めることを お願いしない 店や 建物 (特措法第11条に 関係するもの)

たいしょう 対象となる 店や 建物	みせ 店や 建物の 説明	ねが お願いする 内容
しゃかいふくしせつ ①社会福祉施設など	ほいくしょ 保育所・介護老人福祉施設など	おんらいん オンラインを使って ください
がっこう だいがく がくしゅうじゅく ②学校・大学・学習塾など	ようちえん 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・ だいがく せんしゅうがっこう 大学・専修学校・各種学校などの 教育を行なうところ・ じどうしゃきょうしうじょ 自動車教習所・学習塾など	くらぶかつどう ・クラブ活動を やめてください。 ・オンラインを使って ください。 ・学校での 教育をするために しっかりと かんせん 感染を 防ぐ。別紙1に 気をつける。
としょかん ③図書館	としょかん 図書館	くにほうりつ (国の法律 以外での お願い) きひと 来た人が ひとつの 場所に 集まらない ように する。
もの ④物を 売っている店  せいかつ ひつよう もの (生活に 必要な物を 売って いる店)	せいかつ ひつよう もの 生活に 必要な物を 売っている店 (食べ物・薬・医療 きき えいせいようひん 機器・衛生用品・再生医療等製品・燃料 がそりんすたんど (ガソリンスタンド) など)	くにほうりつ いがい ねが (国の法律 以外での お願い) きひと しっかりと 感染を 防ぐ。
さ一びす ⑤サービスを 提供 している  みせ 店  せいかつ ひつよう さ一びす (生活に 必要なサービスを している店)	せいかつ ひつよう さ一びす 生活に 必要なサービスを している店 (理容室<=美容院など> かみけ かみけ ど 髪の毛を 切るところ>・銭湯<=風呂屋>・貸衣装屋・不動 さんや さんや 産屋・質屋・獣医・クリーニング・冠婚葬祭・ごみ処理 かんけい かんけい 関係など)	きひと 来た人が ひとつの 場所に 集まらない ように する。 さけ お酒を 出さない。カラオケを やめる。

※この他に 病院・家・泊まるところ・電車やバス・工場・金融機関 (銀行など)・役所なども この制限を お願いしません。

びょうき  
(病気に ならないことを しっかりと 守ってください。(仕事の 種類ごとの 決まりを 守ってください。))

いんしょくてん の た みせ いがい ねが くに ほうりつ とくそほうだい じょうだい こう あ ねが  
飲食店<=飲んだり 食べたり する店> 以外への お願ひ (国の法律 (特措法第24条第9項に 合わせた お願ひ))

し ねが みせ たてもの ゆか めんせき ひろ みせ  
(2) 閉めることを お願いする 店や 建物 (床の面積が 1,000 m<sup>2</sup>より 広い 店  
たてもの  
や 建物)

たいしょう 対象となる 店や 建物	みせ たてもの 店や 建物の 説明	ねが ないよう お願いする 内容	
		1,000 m <sup>2</sup> より 広い	1,000 m <sup>2</sup> まで
えいがかん ①映画館など	えいがかん ぶらねたりうむ 映画館・プラネタリウム		
しょうぎょうしせつ ②商業施設	だいきぼこうりてん ひやっかてん しょつびんぐせんたー。 大規模小売店・百貨店・ショッピングセンター。 すーぱーなど (生活に 必要な物を 売っている 店や 生活に 必要な サービスを しているところは 含みません)	しせつ し 施設を閉めてください	くに ほうりつ いがい (国の法律 以外での お ねが 願い) ・ 来た人が ひとつの 場所に 集まらないよ うに してください。
うんどう ゆうぎしせつ ③運動・遊戯施設 <=スポーツや 遊ぶところ>	たいいくかん すけーとじょう すいえいじょう おくないで に すじょう じゅうどう 体育館・スケート場・水泳場・屋内テニス場・柔道 けんどう や剣道をするところ ぼうりんぐじょう すぽーつじむ ほつとよが ボウリング場・スポーツジム・ホットヨガ・ よがすたじお まーじやんてん ばちんこてん ヨガスタジオ・マージャン店・パチンコ店・ げーむせんたーなど	しせつ し 施設を閉めてください (全国から 人が 集ま る大会などは 観客を い入れずにしてくださ い)	・ お酒を 出したり からおけ カラオケは やめてく ださい。 ・ 開けている時間を短 く してください。 (午前5時~午後8時)
ゆうきょうしせつ ④遊興施設<=遊ぶところ>	こしきびでおてん らいぶはうす しゃてきじょう けいば 個室ビデオ店・ライブハウス・射的場・競馬の チケット売り場など		
はくぶつかん ⑤博物館など	はくぶつかん びじゅつかん 博物館・美術館など	しせつ し 施設を閉めてください	
さーびす ていきょう ⑥サービスを 提供する店 (生活に 必要な サービス は 含みません)	すーぱーせんとう ねいるさろん えすてさろん スーパー銭湯・ネイルサロン・エステサロン・ りらくゼーションなど		

いんしょくてん の た みせ いがい ねが くに ほうりつ とくそほうだい じょうだい こう あ ねが  
飲食店<=飲んだり 食べたり する店> 以外への お願い (国の法律(特措法第24条第9項に 合わせた お願い))

(3) イベントと 同じ内容の お願いを する店や 建物(建物の 大きさに 関係なく するお願い)

たいしょう 対象となる 店や建物	みせ たてもの 店や 建物の 説明	ねが ないよう お願ひする 内容
げきじょう ①劇場など	げきじょう かんらんじょう えんげいじょう 劇場・観覧場・演芸場	かんきゃく 観客を 入れないで ください
ゆうぎしせつ ②遊戯施設	てーまばーく ゆうえんち テーマパーク・遊園地	
しゅうかい てんじしせつ ③集会・展示施設※	しゅうかいじょう こうかいどう てんじじょう かしかいぎしつ 集会場・公会堂・展示場・貸会議室・ぶんかかいかん たもくてき ほーる 文化会館・多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベントを する時は 観客を 入れないで ください (下は 国の法律 以外での お願い)</li> </ul>
ほてる りょかん ④ホテル・旅館※	ほてる りょかん ひと あつ ぱあい たい ホテル・旅館(人の 集まる 場合に 対し てです。泊まる部屋は 制限しません。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>来た人が ひとつの 場所に 集まらないように してください。</li> <li>お酒を 出したり カラオケを やめてください。</li> <li>開けている時間を 短く してください。(午前5時~午後8時)</li> </ul>
うんどうしせつ ⑤運動施設※	やきゅうじょう ごるふじょう りくじょうきょうぎじょう おくがい 野球場・ゴルフ場・陸上競技場・屋外てにすじょう ごる ふれんしゅうじょう ばつていんぐ テニス場・ゴルフ練習場・バッティング練習場 など	<ul style="list-style-type: none"> <li>お酒を 出したり カラオケを やめてください。(国(特措法第45条第2項))</li> <li>開けている時間を 短く してください。(午前5時~午後8時) (国(特措法第45条第2項))</li> <li>1時間30分まで 終わって ください</li> <li>参加できる人数は 50人までか 建物に 入れる人数の 割合は 50% まで してください</li> </ul>
けっこんしきじょう ⑥結婚式場	けっこんしきじょう 結婚式場	
そうさいじょう ⑦葬祭場	そうさいじょう 葬祭場	<ul style="list-style-type: none"> <li>お酒などを ださないで ください (国(特措法第45条第2項))</li> </ul>

※ 少ない人数での 会議や 練習は できます

## 【京都府の 取り組み】

京都府の 建物や 公園などで 誰でも 行くことの できる ところは 閉めます。建物などの  
名前は 別紙2に あります。(同じ場所にある 駐車場も 閉めます。)

## 4 仕事へ 行くこと など

(くに ほうりつ とくそほうだい じょうだい こう あ ねが  
国の法律(特措法第24条第9項に 合わせた お願い))

- ・ 仕事は できるだけ テレワーク<=インターネットを 使って 家などで 仕事を すること>をして  
ください。 ゴールデンウィークの 期間に できるだけ 休みを 取って「会社へ  
行って 仕事を する人の 数を 70%減らすこと」を 目標に します。
- ・ どうしても しないと いけない 仕事 以外は 午後8時からは 仕事を しないで く  
ださい。
- ・ 会社へ 行って 仕事を するときでも 会社が 決めた日・時間・自転車などで 行  
くようにして しっかりと 会社で 病気が 広がらないように してください。

## 5 電車や バスなどへの お願ひ

(くに ほうりつ とくそほう いがい ねが  
国の法律(特措法 以外の お願ひ))

・地下鉄や バスなどの 会社を している人は (1)～(3)に 協力してください。

(1) 平日の 最後に 出発する 電車の 時間を 早く すること

(2) 週末・休日の 電車の 数を 減らすこと

(3) ターミナル<=バスなどが たくさん 集まるところ>で 検温<=熱を 測ること>を すること

・会社や 店を している人は 建物の 外の ライトを 夜のあいだ 消して ください。  
(あんぜん 安全の ための ライトは 含みません)

## IV 開けている 時間を 短くする ことなどへの 応援

くに ほうりつ とくそほう あ たてもの みせ し あ じかん  
国の法律（特措法）に 合わせて 建物や 店を 閉めることや 開けている時間を  
みじか おうえん  
短く したときは 応援します。

さんこう きんきゅうじたい とく  
(参考) 緊急事態の 取り組みに ついて  
きょうとふ す ひと かいしゃ みせ ひと といあわ  
京都府に 住む人や 会社や 店を している 人からの 問合せ

といあわ さき きょうとふ しんがた こ ろ な う い る す がい どら いんとう こーるせんたー  
【問合せ先】京都府 新型コロナウイルス ガイドライン等 コールセンター

でんわばんごう にほんご  
【電話番号】075-414-5907 日本語だけ

じかん げつようび きんようび ごぜん じ ごごじ  
【時間】月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

だいがく

こうとうがっこう

ちゅうがっこう

ねが

# 大学・高等学校・中学校などへの お願い

だいがく

ねが

## 大学などへの お願い

くに

ほうりつ とくそほうだい

じょうだい

こう

あ

ねが

(国の法律(特措法第24条第9項に 合わせた お願い))

- ・ 大学などで、できるだけオンライン授業を行ってください。学校に来る学生の数を50%以下にしてください。
- ・ 大学ガイドラインをしっかり守ってください。大学はガイドラインを守ることができるクラブ活動に許可を出してください。また、ほかの都道府県へ行くことは中止か延期してしっかりと病気を広めないようにしてください。できないときは行く前にPCR検査をして陰性<=病気でないこと>を確認してください。
- ・ 京都府と国は大学で新型コロナウイルスマニタリング検査などをします。協力してください。
- ・ 大学などの授業や課外活動の前や後などにみんなで食べたり飲んだりしないでください。（「きょうとマナー」を守ること）
  - ・ 学生寮でしっかりと病気を広めないことをしてください。
  - ・ 学生が次の行動をしないようにしてください。
    - ・ 京都市では午後8時から京都府の他の地域では午後9時からはレストランなどに行かないでください。
    - ・ クラブやサークルなどでみんなで食べたり飲んだりしないこと。
    - ・ たくさん的人数で行動したり友達の家に泊ったり集まらないこと。
    - ・ 食べたり飲んだりするときもマスクを外して会話しないこと。

ちゅうがっこう こうとうがっこう ねが  
中学校・高等学校などへの お願い (国の法律(特措法第24条第9項に 合わせた お願い))

- 学校に 行く時間を 電車や バスが 混まない時間に 変えてください。また、学校から 家に 帰るときに 混まないよう 1つの 授業時間を 短くしてください。このような方法で それぞれの 学校の 状況を 考えて 学校へ 行ったり 家へ 帰ったり するときの 密を 避けてください。
- 中学校や 高等学校で クラブ活動を するときは 下の 1~4 を 守って 病気を 広げないように してください。
  - 1 同じ学校の 生徒だけで 活動すること。
  - 2 学校の中だけで 活動すること。
  - 3 活動時間は 2時間以内にすること。
  - 4 泊まらないこと。
- 大きな大会 (全国大会・近畿大会など) につながり 病気を 広げない 取り組みを している 大会や 発表会などへ 参加するときは ルールを よく確認して 参加してください。